別表第三美容の物理・化学の項の上欄中「美容の物理・化学」を「香粧品化学」に改め、同項の下欄第二号及び第三号中「物理学及び」を削り、同欄第四号中「物理学又は」を削り、同欄に次の一号を加える。

六　美容師の免許を受けた後、実務又は美容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの

別表第三美容文化論の項の上欄中「美容文化論」を「文化論」に改め、同項の下欄第四号㈡を次のように改める。

㈡　美容師の免許を受けた後、実務又は美容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者

別表第三美容運営管理の項の上欄中「美容運営管理」を「運営管理」に改め、同項の下欄第四号㈡を次のように改める。

㈡　美容師の免許を受けた後、実務又は美容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者

別表第三選択必修課目の項の上欄中「選択必修課目」を「選択課目」に改める。

（美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正）

第八条　美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（平成十年厚生省令第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「若しくは化学」を「、化学、経済学、経営学若しくは会計学」に改め、同条第四号中「別表第一」の下に「又は別表第一の二」を加え、「（美容文化論及び美容運営管理を除く。）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定のうち理容師法施行規則様式第一から第四までの改正規定、第四条の規定、第五条のうち美容師法施行規則様式第一から第四までの改正規定及び第八条の規定並びに附則第四条、第五条、第十三条及び第十四条の規定　この省令の公布の日

二　第三条及び第七条の規定並びに附則第六条から第十条まで及び第十五条から第十九条までの規定　平成三十年四月一日

三　第一条（理容師法施行規則様式第一から第四までの改正規定を除く。）及び第五条（美容師法施行規則様式第一から第四までの改正規定を除く。）の規定並びに附則第三条及び第十二条の規定　平成三十年十月一日

四　第二条及び第六条の規定並びに附則第二条及び第十一条の規定　平成三十一年十月一日

（理容師法施行規則に係る経過措置）

第二条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前に理容師法第三条第三項に規定する指定を受けた理容師養成施設において理容師になるのに必要な知識及び技能の修得を開始した者であって、昼間課程若しくは夜間課程において平成三十一年九月三十日まで又は通信課程において平成三十二年九月三十日までに当該知識及び技能を修め終わるもの（第一条の規定による改正後の理容師法施行規則第十三条第二項の規定により試験が免除される者を除く。）が受ける理容師試験については、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第三条　理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成七年法律第百九号）附則第三条の規定により同法第二条の規定による改正後の美容師法の規定による美容師試験を受けることができるものとされている者については、第一条の規定による改正後の理容師法施行規則第十一条ただし書の規定の適用に当たっては、美容師法第四条第三項に規定する指定を受けた美容師養成施設において美容師法施行規則第十一条前段に規定する期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得している者とみなす。

（理容師養成施設に係る準備行為）

第四条　理容師法第三条第三項の指定を受けて第三条の規定による改正後の理容師養成施設指定規則（以下「新理容師養成施設指定規則」という。）第四条第一項の基準に係る理容師養成施設を設けようとする者、新理容師養成施設指定規則第六条第二項の変更の承認を受けて新理容師養成施設指定規則第二条第四項に規定する美容修得者課程を設けようとする者又は新理容師養成施設指定規則第六条第二項の変更の承認を受けて新理容師養成施設指定規則第四条の二第一項に規定する同時授業を行おうとする者は、第二号施行日前においても、新理容師養成施設指定規則第二条第四項、第三条第二項、第四条の二第一項又は第六条第二項の規定の例により、その指定又は変更の承認の申請をすることができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による指定又は変更の承認の申請があった場合には、第二号施行日前においても、新理容師養成施設指定規則第四条第一項、第四条の二第二項、別表第一、別表第一の二又は別表第三の規定の例により、その指定又は変更の承認をすることができる。この場合において、その指定又は変更の承認を受けた者は、第二号施行日において理容師法第三条第三項の指定又は新理容師養成施設指定規則第六条第二項の変更の承認を受けたものとみなす。

第五条　厚生労働大臣は、第二号施行日前においても、新理容師養成施設指定規則別表第三の規定の例により、同表衛生管理保健、香粧品化学、文化論又は運営管理の各項の規定による研修の認定をすることができる。

（理容師養成施設指定規則に係る経過措置）

第六条　理容師法及び美容師法の一部を改正する法律附則第三条の規定により同法第二条の規定による改正後の美容師法の規定による美容師試験を受けることができるものとされている者については、新理容師養成施設指定規則第二条第四項の規定の適用に当たっては、美容師法第四条第三項に規定する指定を受けた美容師養成施設において美容師法施行規則第十一条前段に規定する期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得している者とみなす。

第七条　第三条の規定の施行の際現に理容師法第三条第三項に規定する指定を受けた理容師養成施設に入所中の生徒に係る修業期間、教科課目、単位数、教科課目の教員及び通信課程における授業方法並びに当該生徒に係る教科課程については、なお従前の例による。

第八条　次の各号に掲げる者は、新理容師養成施設指定規則別表第三の規定にかかわらず、当分の間、それぞれ当該各号に掲げる理容師養成施設の課目の教員となることができる。

一　第三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の理容師養成施設指定規則（以下「旧理容師養成施設指定規則」という。）第四条第一項第一号ト及び別表第三の規定に基づき衛生管理の課目の教員として勤務していた者　衛生管理

二　第二号施行日の前日において現に旧理容師養成施設指定規則第四条第一項第一号ト及び別表第三の規定に基づき理容保健、理容の物理・化学、理容文化論又は理容運営管理の課目の教員として勤務していた者　それぞれ保健、香粧品化学、文化論又は運営管理

三　第二号施行日の前日において現に理容師養成施設指定規則別表第三に掲げる衛生管理又は理容保健の課目の教員として勤務していた者　それぞれ衛生管理又は保健